

県税・市税の納税はお済みですか？

まだ納税のお済みでない方は、納税通知書でお近くの金融機関から納税するか、県税事務所(県税のみ)、市役所(市税のみ)で納税してください。

なお、納税されないと財産の差し押さえ(給与・預金・不動産など)、タイヤロックなどの処分を受けることになります。不明な点がありましたら、次の機関までお問い合わせください。

■県税の納税に関すること

自動車税、不動産取得税、個人・法人事業税

問 土浦県税事務所 収税第1・2課(☎822-7208)

■市税の納税に関すること

固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税

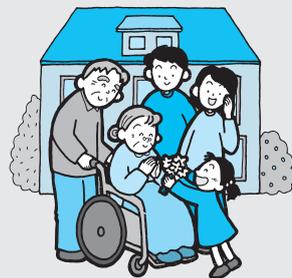
問 市納税課(☎826-1111 内線2359)

タイヤロック処分例



認知症家族支援(相談支援)事業をご利用ください

認知症(またはその疑い)がある方を介護している家族を対象に、介護をする上での悩みや心配ごとを、訪問介護員(ヘルパー)が個別に相談に応じ、アドバイスします。



問 高齢福祉課高齢相談係

(☎826-1111 内線2477、2455)

認知症は脳の病気とされ、次のような症状が現われ始めたときには、認知症の疑いがあります。

- 物忘れがある
- 昔のことをよく話すようになった
- 自分ひとりでは何もしようしない
- 知っている場所でも道に迷うようになった
- 季節感がなくなった
- 物を盗られたとよく言うようになった
- 時間や日付が不確かになってきた

道路への倒木、枝・雑草の張り出しにご注意!

道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより、通行の支障になっている箇所が多数見受けられます。これらが原因で、車両や歩行者に事故が発生したときは、**当該樹木の所有者の責任を問われるとき**(※)がありますので、樹木の**伐採または枝払い**をお願いします。また、普段の管理だけでなく、強風や大雨の後には特に注意されるようご協力をお願いします。

※民法第717条

土地の工作物の占有者及び所有者の責任

道路法第43条

道路に関する禁止行為



問 土浦土木事務所道路管理課(☎822-4346)

市道路課(☎826-1111 内線2394、2395)

具体例

- 道路・歩道へ樹木が張り出している。
- 枯れ木、折れ枝などにより通行障害、またはその恐れがある。
- 竹林の繁茂による通行障害、またはその恐れがある。
- 雑草が公道上に伸び、通行障害がある。見通しが悪い。

作業するときの注意事項

- 電線や電話線がある個所の作業は、危険を伴う可能性がありますので、事前に最寄りの**東京電力(株)またはN T T**に連絡し、立ち会いのもとで行ってください。
- 作業するときは、**通行車両、自転車、歩行者の安全確保**と、樹木からの転落防止などに十分気をつけてください。